

陸上交通様式第 2（日本産業規格 A 列 4 番）

守地交協第 号
令和 7 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

守山市地域公共交通活性化協議会
滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号
会長 ○○ ○○

地域間幹線系統確保維持計画変更届出書

令和 年 月 日付け 第 号で国土交通大臣より認定された地域間幹線系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 7 年 8 月 12 日および 13 日

○ 変更箇所

別紙のとおり

○ 変更理由

休日・休息を確保することによる乗務員の負担軽減を目的として、上記変更日の運行ダイヤを平日ダイヤから日祝日ダイヤへ変更するもの。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

補助要綱規定事項一覧表

自治体名:守山市

計画名称:守山市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P85～86 5.3. 地域公共交通の役割・機能 表5-1守山市内を運行する交通の位置づけ など
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P85、87 5.3. 地域公共交通の役割・機能 表5-1守山市内を運行する交通の位置づけ など
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P87 5.3. 地域公共交通の役割・機能 表5-2公的負担を伴う路線および交通施策 など
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P89 5.4. 計画の目標 表5-3本計画の目標値

5.3. 地域公共交通の役割・機能

基本方針に従い地域公共交通の維持確保、活性化を進めるにあたり、守山市内を運行する各交通の位置付け、求められる役割・機能等を以下の表のとおり整理します。また、地域公共交通ネットワークのイメージを次ページに示します。

各交通手段が役割・機能を発揮し、連携することで、地域内の多様な移動ニーズに応えます。

表 5-1 守山市内を運行する交通の位置付け

位置付け	対象路線	役割・機能	主な利用目的	確保・維持
広域幹線軸	J R 琵琶湖線	守山市と他地域へのアクセスを担う	通勤・通学、生活圏外への観光・娯楽・買物・通院等	J R・沿線自治体・県等との協議により一定水準のサービスを確保
幹線軸	路線バス (レインボーライン)	守山市の拠点間を結ぶ幹線軸を運行する	通勤・通学、生活圏内の通院・買物・娯楽等、来訪者の二次交通等	交通事業者、法定協議会での協議により運行を確保
補助幹線軸	路線バス (その他の路線)	広域幹線軸、幹線軸の支線及び市内主要施設等へのアクセスを担う	通勤・通学、生活圏内の通院・買物・娯楽等、来訪者の二次交通等	交通事業者、法定協議会での協議により運行を確保 また、一部路線は地域公共交通確保維持事業(幹線補助、フィーダー補助)を活用
地域内路線 (線のカバー)	くるっとバス	済生会病院へのアクセスや路線バスが不便な地域内を運行する	地域内の日常的な通院・買物・娯楽等	草津市・栗東市及び法定協議会での協議により運行を確保 また、地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用
地域内路線 (面的カバー)	モーリーカー	幹線・補助幹線を補完する	生活圏内の通院・買物・娯楽等	法定協議会での協議により運行を確保
その他	タクシー	個々のニーズに応じたドアツードアサービス	市民の個人目的での移動、来訪者の二次交通	事業者との協議により一定水準のサービスを確保
	施設送迎バス	特定施設への送迎サービス	特定目的地への通院・買物・娯楽等	施設運営主体によりサービスを確保
	福祉輸送	移動制約のある方に特化した輸送サービス	対象者の通院・買物・娯楽等	守山市福祉関連政策との連携によりサービスを確保

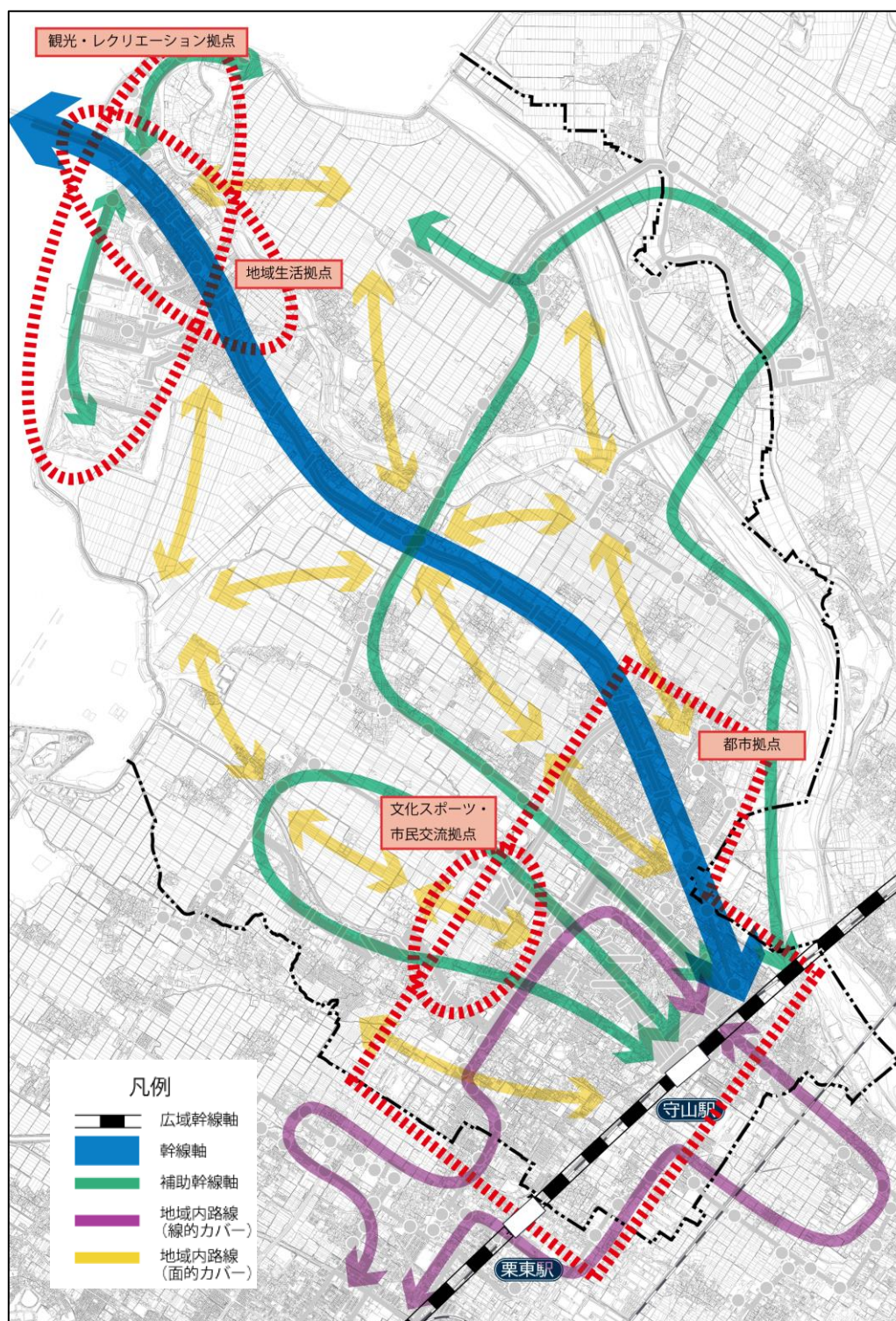


図 5-1 守山市の地域公共交通ネットワーク

守山市内における、公的負担を伴う路線および交通施策は次のとおりです。

表 5-2 公的負担を伴う路線および交通施策

種別	系統名	起点	終点	車両	実施主体	補助事業の活用
路線バス	服部線	守山駅	もりやまエコパーク	大型バス車両	交通事業者	幹線補助
		守山駅	錦の里			
	小浜線	守山駅	小浜（赤の井経由）		交通事業者	フィーダー補助 （市協調補助を含む）
		守山駅	小浜（もりやまエコパーク経由）			
		守山駅	もりやまエコパーク			
くるっとバス	大宝循環線	草津駅西口	守山駅西口	中型バス車両	草津市・栗東市・守山市（運行は交通事業者）	フィーダー補助
	宅屋線	草津駅西口	守山駅東口			
もーりーカー	エリア運行			タクシー車両	守山市	県補助金

路線バスの服部線および小浜線は、補助幹線軸として、地域住民、特に学生や高齢者といった、他に移動の手段を持たない人にとって欠くことのできない重要な役割を担っており、地域に欠かせない重要な公共交通です。

くるっとバスの大宝循環線と宅屋線については、地域内路線として、自動車を自由に利用できない交通弱者の日常生活における移動手段の確保およびバス交通網の空白・不便地域解消の役割を担っており、地域に欠かせない重要な公共交通です。

しかしながら、路線バス、くるっとバスともに、事業者の努力や本市の支援だけでは路線の維持が難しく、国の地域公共交通確保維持改善事業などの継続した支援により運行を確保する必要があります。

また、もーりーカーについては、バス路線では対応困難な面的移動を可能とする役割を担っており、バス交通網を補完しています。

5.4. 計画の目標

本計画（Plan）に沿って、次章に示す各種施策を実施（Do）し、方針の評価・検証（Check）を行い、施策の見直し・改善（Action）を図ります。PDCA サイクルを繰り返し実施し、本計画で掲げる基本理念と基本方針の実現を目指します。

このうち、評価・検証においては、定量的な目標を定めて、それに対して達成・未達成の確認を行います。評価指標、目標値は以下のとおりとします。

「Ⅰ.既存地域公共交通を活かした利便性の向上」については、利便性向上策による効果として、路線バス、くるっとバスおよびモーターカーの利用者数を評価指標とします。路線バスとくるっとバスについては、現在の実績値が人口の伸びに比例し増加することを目標とします。人口の伸びは令和 2 年（2020 年）から令和 12 年（2030 年）にかけて 1 年あたり平均 0.32%増加するため、令和 4 年（2022 年）から計画期間の最終年次である令和 10 年（2028 年）までの 6 年間で 1.92%増加すると想定し、令和 4 年の実績値に 2%を乗じた値を目標値とします。モーターカーについては、過去 5 年間の実績と同等の増加を目標とします。また、公共交通にかかる経費、効率性に関しては、市民一人あたりの公的負担額（公共交通に係る公的負担額÷利用者数）および収支率（経常収益÷経常費用）を評価指標とします。公的負担額については、交通施策を充実させるには一定の増が見込まれるものの、運行の効率化等により、令和元年度から令和 4 年度の上昇率の実績値（約 21%）よりも抑制することを目標とします。収支率については、運行内容や運用方法の改善による効率化を図り、令和 4 年実績を上回ることを目標とします。

「Ⅱ.子どもや高齢者をはじめ誰もが安心して利用できる環境づくり」については、説明会等の認知度向上に向けた取り組みや、バス待ち環境の改善等の利用しやすい環境づくりに向けた取り組みの実施回数を評価指標とします。令和 4 年度には合計 4 回実施しており、今後も同水準の実施を継続します。

「Ⅲ.きめ細かな情報提供とコミュニケーションによる関心と利用の拡大」については、路線バスを基幹とする公共交通の関心と利用拡大を目的とした取り組みのため、路線バスを利用したことのない人の割合を評価指標とします。コミュニケーション施策（アンケート調査等）の実施により利用状況を把握し、各種取り組みによる路線バス利用率の拡大を目標とします。

「Ⅳ.地域の多様な関係者の共創による地域公共交通づくり」については、多方面との共創による利用促進や維持確保を目的とした取り組みであることから、共創事業の数を評価指標とし、年あたり 3 事業を目標に設定します。

目標に対する評価や検証、施策の見直し等については「守山市地域公共交通活性化協議会」が主体となって実施します。

表 5-3 本計画の目標値

基本方針	評価指標	目標
Ⅰ.既存地域公共交通を活かした利便性の向上	路線バス利用者数	令和４年の１日あたり乗降者数を２％上回ります。 【令和４年実績】 → 【目標値】 5,564 人/日 → 5,675 人/日
	くるっとバス利用者数	令和４年の年間乗降者数を２％上回ります。 【令和４年実績】 → 【目標値】 42,115 人/年 → 42,957 人/年
	モーリーカー利用者数	令和４年度の１日あたり平均利用件数の約 20 件増加を目指します。 【令和４年実績】 → 【目標値】 42.1 件/日 → 60 件/日
	市民一人あたりの公的負担額（＝公的負担額÷守山市人口）	１年あたりの上昇率を 20％以下に抑えます。 【実績(R1～R4)】 → 【目標値】 約 21%/年 → 20%/年
	公的資金が投入されている公共交通事業の収支率（経常収益÷経常費用）	下記の令和４年実績を上回ります。 【令和４年実績】 ・路線バス 服部線:41.0% 小浜線:32.7% ・くるっとバス 宅屋線:21.0% 大宝循環線:19.6% ・モーリーカー：16.5%
Ⅱ.子どもや高齢者をはじめ誰もが安心して利用できる環境づくり	地域公共交通の新たな利用者を獲得するための取組みの実施回数	年４回（令和４年度実績）以上の実施を目指します。
Ⅲ.きめ細かな情報提供とコミュニケーションによる関心と利用の拡大	「路線バスを利用したことのない人」の割合	平成 30 年アンケート調査結果の 39.5％を下回ります。
Ⅳ.地域の多様な関係者の共創による地域公共交通づくり	関係機関との共創事業の数	年 3 件以上の事業実施を目指します。

令和 6 年 6 月 27 日

（名称）守山市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

守山市においては、大津市に通じる基幹バス路線であるレインボーライン（木の浜線、琵琶湖大橋線）を軸に、市内域に路線バス、コミュニティバス、デマンド乗合タクシーにより構成される交通機関網が広がっている。

しかしながら、少子化・高齢化の進行によりバスを利用する層が減少傾向にあることに加え、自家用車の普及等により路線バスの利用者を確保することが年々困難になってきている。こうしたことから、採算に合わない既存バスの路線は減便を検討せざるを得ない状況となるなど、日常生活のうえで必要不可欠な地域公共交通の維持確保が極めて厳しい状況にある。

そうした中、学生や高齢者等にとって身近な交通手段であるバス交通の充実は、より一層の向上が求められており、公共交通の果たす役割は、益々重要なものとなっている。

加えて、令和 6 年 10 月からは、近江バスが服部線の一部減便を計画しており、河西・中洲学区の住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、服部線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

市・地域住民・交通事業者・関係機関が連携して「将来にわたり誰もが安心して移動できる地域交通の実現」を目指す。

定量的な目標は以下のとおり。

- ・路線バスの利用者数（市内全路線）について、令和 10 年度中に 5,675 人/日以上（令和 4 年度実績 5,564/日の 2 % 増）とする。
- ・「路線バスを利用したことのない人」の割合を 39.5 %（平成 30 年アンケート結果）より下回ることとする。
- ・服部線の収支率を 41.0 %（令和 4 年度実績）以上とする。
（守山市地域公共交通計画 P 89 参照）

（２）事業の効果

服部線を維持することにより、中洲学区、河西学区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、路線バスが運行していることで、市外への通勤・通学の移動手段を確保することができ、地域活性化にも寄与することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 基幹路線バスの利便性を高めるためにバス停付近にＢＴＳ（駐輪場）の設置（市） ・ 系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者） ・ バス路線再編に向けた検討（市・バス事業者） ・ 行政、交通事業者を交えた「住民ワークショップ」等の開催（市・地域住民・バス事業者・関係行政機関ほか） （守山市地域公共交通計画 P90 および91 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行経費から国庫補助金額を差し引いた分については近江鉄道株式会社が負担。 表 2 を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・ 利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等） ・ 住民ヒアリング（住民懇談会実施） ・ 市民アンケート
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
表 4 を添付。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
表 5 を添付

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものである。 服部線を運行するバス車両については、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効果率の面から適切な入れ替えが必要である。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標 市・地域住民・交通事業者・関係機関が連携して「将来にわたり誰もが安心して移動できる地域交通の実現」を目指す。 定量的な目標は以下のとおり。 ・路線バスの利用者数（市内全路線）について、令和 10 年度中に 5,675 人/日以上（令和 4 年度実績 5,564/日の 2 % 増）とする。 ・「路線バスを利用したことの無い人」の割合を 39.5 %（平成 30 年アンケート結果）より下回ることとする。 ・服部線の収支率を 41.0 %（令和 4 年度実績）以上とする。 （守山市地域公共交通計画 P 89 参照）
（２）事業の効果 服部線を維持することにより、中洲学区、河西学区の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、路線バスが運行していることで、市外への通勤・通学の移動手段を確保することができ、地域活性化にも寄与することができる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表 6 および表 7 のとおり。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和4年11月21日	地域公共交通計画の策定について協議・承認
・ 令和5年4月11日	R4決算報告、R5事業計画および予算について書面により協議・承認
・ 令和5年6月12日	フィーダー系統確保維持計画の内容について協議・承認
・ 令和5年8月18日	地域公共交通計画の策定に向けた取り組み状況について（ヒアリング調査の結果、状況と課題および基本理念と基本方針、具体的施策）協議・承認
・ 令和5年11月14日	地域公共交通計画の策定について（計画素案）協議・承認
・ 令和6年2月26日	地域公共交通計画に係るパブリックコメントの結果および最終案について協議・承認
・ 令和6年6月6日	R5決算報告、R6事業計画および予算、R6年度事業フィーダー系統確保維持計画の変更、R7年度事業幹線およびフィーダー系統確保維持計画の内容について協議・承認
19. 利用者等の意見の反映状況	
守山市役所、公共施設、各地区会館、ホームページおよび市民説明会を行い本計画に関する意見を募集した。また、協議会の議論に住民および利用者の声を反映させるため、守山市自治連合会、守山市身体障害者連合会、守山市老人クラブ連合会の参画を得ている。 行政に寄せられる市民・利用者の声、意見等を協議会に報告することにより反映させている。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 守山市吉身二丁目5番22号

(所 属) 守山市役所都市計画・交通政策課

(氏 名) 小栗 絵梨奈

(電 話) 077-582-1132

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和7年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
守山市	近江鉄道株式会社	(1) 服部線	2,674.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
守山市	近江鉄道株式会社	(1) 服部線	2,655.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和9年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
守山市	近江鉄道株式会社	(1) 服部線	2,655.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計				

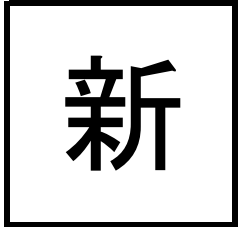
(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	近江鉄道株式会社
------	----------

R7 年度



1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0 km				経常収支率	98.73 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,101,303 千円	営業外収益	93,840 千円	経常収益(イ)	2,195,143 千円
	営業費用	2,294,000 千円	営業外費用	6,395 千円	経常費用(ロ)	2,300,395 千円
	営業損益	△ 192,697 千円	営業外損益	87,445 千円	経常損益	△ 105,252 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,613,062.0 km				経常収支率	95.42%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,825,875 千円	営業外収益	89,675 千円	経常収益(イ)	1,915,550 千円
	営業費用	2,208,418 千円	営業外費用	6,810 千円	経常費用(ロ)	2,215,228 千円
	営業損益	△ 382,543 千円	営業外損益	82,865 千円	経常損益	△ 299,678 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	4,737,945.0 km				経常収支率	86.47%

（補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	467円. 55銭	498円. 66銭	518円. 28銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	494円. 83銭	416円. 27銭	416円. 27銭	78円. 56銭	511円. 73銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日			認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合 フ	改定率 コ
	令和	年	月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和	年	月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和	年	月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程		系統キロ程と地域公共交通 再編事業を実施する区域に おけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率					
				起点	主な 経由地	終点					計画運行 回数 ①＝カッコ 内	計画平均乗車 密度 ②		計画 輸送量 ①×② ＝③	チ	オ	オ÷チ＝ク	リ	ヌ			ル	ル÷チ			
北 近 畿	9	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野洲)	365	2,541.0 (6.9)	回	3.2	22.0	人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%	
	野洲市	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野洲)	365	2,541.0 (6.9)	日	回	3.2	22.0	人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 2.1km 復 2.1km	(平均) 2.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	守山市	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野洲)	365	2,541.0 (6.9)	日	回	3.2	22.0	人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 8.8km 復 8.8km	(平均) 8.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	合計			系統										往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分以外のキロ程 の比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ ＝ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象 経常費用 の見込額 ノとノ'のいずれ か少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
							補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3力年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
							基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定による増収分 f×コ÷(1＋コ) ×フ＝g	経常収益控除 額 ケとgのいずれ か少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経常 収益 ノーh＝ノ'	(d+e+f)/3＝ノ'	経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ''＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ＝f
北 近 畿	9		100%	61000.2 . km	25,392,553円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	214円. 83銭	15,764,134円	79,998.9Km	197円. 05銭	17,555,757円	77,362.4Km	226円. 92銭	15,674,678円	71,077.6Km	220円. 52銭	13,104,672円
	野洲市		19%	11752.3 . km	4,892,142円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	214円. 83銭	3,037,127円	15,412.6Km	197円. 05銭	3,382,302円	14,904.7Km	226円. 92銭	3,019,892円	13,693.9Km	220円. 52銭	2,524,753円
	守山市		81%	49247.87 . km	20,500,411円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	214円. 83銭	12,727,007円	64,586.3Km	197円. 05銭	14,173,455円	62,457.7Km	226円. 92銭	12,654,786円	57,383.8Km	220円. 52銭	10,579,919円
合計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分以外に係 るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補助 額を控除した額
			カーヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヲ'＝ツ'	ツ×みなし運行回数／ ①計画運行回数＝ネ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワーヨ＝ム	ムーラ＝ウ
北 近 畿	9		12,287,881円	11,426,648円	11,426,648円	11,426,648円	11,426,648円	6,624,144円	6,624千円	3,312.0千円	17,080,057円	13,768,057円
	野洲市		2,367,389円	2,201,464円	2,201,464円	2,201,464円	2,201,464円	1,276,211円	1,276千円	638.0千円	3,290,652円	2,652,652円
	守山市		9,920,492円	9,225,184円	9,225,184円	9,225,184円	9,225,184円	5,347,933円	5,348千円	2674千円	13,789,405円	11,115,405円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	9		1,656,000円	12.03%		0.00%		%	12,112,057	88%	
	野洲市		319,000円	12.03%		0.00%	円	%	2,333,652	88%	
	守山市		1,337,000円	12.03%		0.00%	円	%	9,778,405	88%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	近江鉄道株式会社	R8 年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0 km					経常収支率 98.73 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,101,303 千円	営業外収益	93,840 千円	経常収益(イ)	2,195,143 千円
	営業費用	2,294,000 千円	営業外費用	6,395 千円	経常費用(ロ)	2,300,395 千円
	営業損益	△ 192,697 千円	営業外損益	87,445 千円	経常損益	△ 105,252 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,613,062.0 km					経常収支率 95.42%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,825,875 千円	営業外収益	89,675 千円	経常収益(イ)	1,915,550 千円
	営業費用	2,208,418 千円	営業外費用	6,810 千円	経常費用(ロ)	2,215,228 千円
	営業損益	△ 382,543 千円	営業外損益	82,865 千円	経常損益	△ 299,678 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	4,737,945.0 km					経常収支率 86.47%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	467円. 55銭	498円. 66銭	518円. 28銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	494円. 83銭	416円. 27銭	416円. 27銭	78円. 56銭	511円. 73銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()		計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通 再編事業を実施する区域に おけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び他 路線との競合部分以外のキ ロ程の比率					
				起点	主な 経由地	終点		①＝カ×コ 内	②			①×② ＝③	チ			オ		オ÷チ＝ク		リ				ヌ		ル		
北 近 畿	9	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野洲)	365	2,529.0 (6.9)	回	3.2	22.0 人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%				
	野洲市	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野洲)	365	2,529.0 (6.9)	日 回	3.2	22.0 人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 2.1km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 2.1km 復 2.1km	(平均) 2.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%				
	守山市	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野洲)	365	2,529.0 (6.9)	日 回	3.2	22.0 人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 8.8km 復 8.8km	(平均) 8.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%				
合計			系統									往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km						

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分以外のキロ程 の比率 (チー(リ＋ヌ))÷チ ＝ヲ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	ノとノ'のいずれ か少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益											補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ		
							補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
							基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定によ る増収分 f×コ÷(1＋コ) ×フ＝g	経常収益控除 額 ケとgのいずれ か少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経常 収益 ノ－h＝ノ''	(d+e+f)/3＝ノ'	経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ''＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'＝e	経常収益 ヤ		実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ＝f
北 近 畿	9		100%	60559.8 . km	25,209,227円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	214円. 83銭	15,764,134円	79,998.9Km	197円. 05銭	17,555,757円	77,362.4Km	226円. 92銭	15,674,678円	71,077.6Km	220円. 52銭	13,010,061円
	野洲市		19%	11667.5 . km	4,856,822円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	214円. 83銭	3,037,127円	15,412.6Km	197円. 05銭	3,382,302円	14,904.7Km	226円. 92銭	3,019,892円	13,693.9Km	220円. 52銭	2,506,524円
	守山市		81%	48892.32 . km	20,352,405円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	214円. 83銭	12,727,007円	64,586.3Km	197円. 05銭	14,173,455円	62,457.7Km	226円. 92銭	12,654,786円	57,383.8Km	220円. 52銭	10,503,537円
合計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分以外に係 るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数ノ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ム－ラ＝ウ
北 近 畿	9		12,199,166円	11,344,152円	11,344,152円	11,344,152 円	11,344,152 円	6,576,320 円	6,576 千円	3,288.0 千円	16,956,745円	13,668,745円
	野洲市		2,350,298円	2,185,569円	2,185,569円	2,185,569 円	2,185,569 円	1,266,997 円	1,266 千円	633.0 千円	3,266,895円	2,633,895円
	守山市		9,848,868円	9,158,583円	9,158,583円	9,158,583 円	9,158,583 円	5,309,323 円	5,310 千円	2655 千円	13,689,850円	11,034,850円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	9		1,644,000円	12.03%		0.00%		%	12,024,745	88%	
	野洲市		316,500円	12.02%		0.00%	円	%	2,317,395	88%	
	守山市		1,327,500円	12.03%		0.00%	円	%	9,707,350	88%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	近江鉄道株式会社	R9 年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,288,074 千円	営業外収益	75,791 千円	経常収益(イ)	2,363,865 千円
	営業費用	2,391,731 千円	営業外費用	2,421 千円	経常費用(ロ)	2,394,152 千円
	営業損益	△ 103,657 千円	営業外損益	73,370 千円	経常損益	△ 30,287 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,619,351.0 km					経常収支率 98.73 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,101,303 千円	営業外収益	93,840 千円	経常収益(イ)	2,195,143 千円
	営業費用	2,294,000 千円	営業外費用	6,395 千円	経常費用(ロ)	2,300,395 千円
	営業損益	△ 192,697 千円	営業外損益	87,445 千円	経常損益	△ 105,252 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	4,613,062.0 km					経常収支率 95.42%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,825,875 千円	営業外収益	89,675 千円	経常収益(イ)	1,915,550 千円
	営業費用	2,208,418 千円	営業外費用	6,810 千円	経常費用(ロ)	2,215,228 千円
	営業損益	△ 382,543 千円	営業外損益	82,865 千円	経常損益	△ 299,678 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	4,737,945.0 km					経常収支率 86.47%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	467円. 55銭	498円. 66銭	518円. 28銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経 常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	494円. 83銭	416円. 27銭	416円. 27銭	78円. 56銭	511円. 73銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域における キロ程	系統キロ程と地域公共交通再 編事業を実施する区域における キロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率				
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ			オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ						
北 近 畿	9	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野 洲)	365	日	2,541.0 (6.9)	回	3.2	22.0	人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	野洲市	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野 洲)	365	日	2,541.0 (6.9)	回	3.2	22.0	人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 2.1km 復 2.1km	(平均) 2.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
	守山市	無	服部線	守山駅	服部	錦の里 (イオンタウン野 洲)	365	日	2,541.0 (6.9)	回	3.2	22.0	人	往 10.9km 復 10.9km	(平均) 10.9km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 8.8km 復 8.8km	(平均) 8.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	0%	100%
合計			系統									往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km				

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分以外のキロ程 の比率	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 へ×ワ以下の額:カ	ノとノ'のいずれ か少ない額 ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	
							補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			
							基準期間における 実車走行キロ 当たり経常収益 の運賃改定による 増収分 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益控除 額 ケとgのいずれ か少ない額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後の キロ当たり経常 収益 ノ'-h=ノ''	(d+e+f)/3 =ノ'	経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ''÷マ''=d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ' =e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f
北 近 畿	9		100%	60559.8 . km	25,209,227円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	214円. 83銭	15,764,134円	79,998.9Km	197円. 05銭	17,555,757円	77,362.4Km	226円. 92銭	15,674,678円	71,077.6Km	220円. 52銭	13,010,061円
	野洲市		19%	11667.5 . km	4,856,822円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	214円. 83銭	3,037,127円	15,412.6Km	197円. 05銭	3,382,302円	14,904.7Km	226円. 92銭	3,019,892円	13,693.9Km	220円. 52銭	2,506,524円
	守山市		81%	48892.32 . km	20,352,405円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	214円. 83銭	12,727,007円	64,586.3Km	197円. 05銭	14,173,455円	62,457.7Km	226円. 92銭	12,654,786円	57,383.8Km	220円. 52銭	10,503,537円
合計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入 部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分以外に係 るもの ソ×ヲ' =ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数ノ ①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワーヨ=ム	損失額から国庫補助 額を控除した額 ムーラ=ウ
北 近 畿	9		12,199,166円	11,344,152円	11,344,152円	11,344,152 円	11,344,152 円	6,576,320 円	6,576 千円	3,288.0 千円	16,956,745円	13,668,745円
	野洲市		2,350,298円	2,185,569円	2,185,569円	2,185,569 円	2,185,569 円	1,266,997 円	1,266 千円	633.0 千円	3,266,895円	2,633,895円
	守山市		9,848,868円	9,158,583円	9,158,583円	9,158,583 円	9,158,583 円	5,309,323 円	5,310 千円	2655 千円	13,689,850円	11,034,850円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	9		1,644,000円	12.03%		0.00%		%	12,024,745	88%	
	野洲市		316,500円	12.02%		0.00%	円	%	2,317,395	88%	
	守山市		1,327,500円	12.03%		0.00%	円	%	9,707,350	88%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
滋賀県	—	守山市	県立病院(総合病院、小児保健医療センター)や複数の高等学校等が立地することから、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。

2 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、実施時期及びその他特記事項

路線	取組項目		取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R 4 年度計画期間の取組方針
服部線	守山市民対象の割安定期券等の販売	継続	H29年度～	守山市・バス事業者	・市内在住の学生を対象に月額(月額6,000円または9,000円)の学生定期券を販売 ・高齢者対象に月額2,000円で市内路線バスが乗り放題の乗車券を販売	・学生定期券R5年度販売実績 4,262ヶ月 ・高齢者おでかけパスR5販売実績 1,992ヶ月	引き続き取組を実施
	利用促進・啓発施策の展開	新規	R5年度～	野洲市	転入者に対し、市内路線バス時刻表のリーフレットかまたは民間路線バスのホームページにアクセス可能なQRコードを配布している。	R5年度実績 転入者配布数 1,105件	引き続き取組を実施
	全国共通交通系ICカードの導入	継続	R1年度～	近江鉄道	2021年3月27日より、全国共通交通系ICカード”ICOCA”を導入することで、利便性向上とキャッシュレス決済の推進による感染症対策により安全・安心・便利な交通機関を目指す。 また、定期券の区間式から金額式への移行により、新規利用者の掘り起しに努める。	R5年度 ICOCA利用率 定期外利用のみ:79.4% 定期券利用含む:87.7%	引き続き取組を実施

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
守山市	近江鉄道株式会社	継続1両	1,652

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
守山市	近江鉄道株式会社	継続1両	991

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
守山市	近江鉄道株式会社	継続1両	595

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	近江鉄道株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
									.	
									.	

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を 控除した額(円)	ホと限度額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却限度額 (円) (定率法)ハ×0.4=ト (定額法)ハ×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ヌとルのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額 (千円) カ×1/2=ヨ	* 残存価格 (円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
					ニ-1円=ホ	ヘ		チ	ト+チ=ヌ	ル	ヲ	ワ	円		
													円		
計													千円		

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	への額以内		レ	ソ	ツ	ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) ヨ+ネ

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		h		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和 7 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第2号(6―2)	服部線	第9号	第9号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ 外)の額=ラ	(定率法)ラ×0.4=ム (定額法)ナ×0.2=ム								ラ-マ=フ
第2号(6―2)	15,000,000	10,500,000	4,200,000		4,200,000	7,093,944	4,200,000	12	4,200,000 円	2,100.0	6,300,000
守山市	11,803,278	8,262,295	3,304,918		3,304,918	5,582,120	3,304,918	12	3,304,918 円	1,652.0	4,957,377
野洲市	3,196,722	2,237,705	895,082		895,082	1,511,824	895,082	12	895,082 円	448.0	1,342,623
計	15,000,000	10,500,000	4,200,000		4,200,000	7,093,944	4,200,000		4,200 千円	2,100	6,300,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内=コ				エ	テ	ア	ア×1/2=サ
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	マ+ア	ケ+サ
	4,200	2,100
守山市	3,305	1,652
野洲市	895	448

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロッ ク名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	第2号 (6－2)	1,050,000円	%	円	%	円	%	3,943,944円	%	
	守山市	826,230円	%	円	%	円	%	3,103,890円	%	
	野洲市	223,770円	%	円	%	円	%	840,054円	%	
	合計	1,050,000円	%	円	%	円	%	3,943,940円	%	

3年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第2号(6―2)	服部線	第9号	第9号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費		計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度への額＝ナ	前年度7(2年目のみ 外)の額＝ウ	(定率法)ラ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム						ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	マ×1/2＝ケ		
第2号(6―2)	15,000,000	6,300,000	2,520,000		2,520,000	4,256,364	2,520,000	12	2,520,000	円	1,260.0	3,780,000
守山市	11,803,278	4,957,377	1,982,951		1,982,951	3,349,270	1,982,951	12	1,982,951	円	991.0	2,974,426
野洲市	3,196,722	1,342,623	537,049		537,049	907,094	537,049	12	537,049	円	269.0	805,574
計	15,000,000	6,300,000	2,520,000		2,520,000	4,256,364	2,520,000		2,520	千円	1,260	3,780,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内＝コ				エ	テ	ア	ア×1/2＝サ
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	マ＋ア	ケ＋サ
	2,520	1,260
守山市	1,983	991
野洲市	537	269

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロッ ク名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	第2号 (6－ 2)	630,000円	%	円	%	円	%	2,366,364円	%	
	守山市	495,738円	%	円	%	円	%	1,862,532円	%	
	野洲市	134,462円	%	円	%	円	%	503,832円	%	
	合計	630,200円	%	円	%	円	%	2,366,364円	%	

3年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第2号(6ー2)	服部線	第9号	第9号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費		計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度への額＝ナ	前年度7(2年目のみ 外)の額＝ウ	(定率法)ラ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム						ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	マ×1/2＝ケ		
第2号(6ー2)	15,000,000	3,780,000	1,512,000		1,512,000	2,553,816	1,512,000	12	1,512,000	円	756.0	2,268,000
守山市	11,803,278	2,974,426	1,189,770		1,189,770	2,009,560	1,189,770	12	1,189,770	円	595.0	1,784,656
野洲市	3,196,722	805,574	322,230		322,230	544,256	322,230	12	322,230	円	161.0	483,344
計	15,000,000	3,780,000	1,512,000		1,512,000	2,553,816	1,512,000		1,512	千円	756	2,268,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内＝コ				エ	テ	ア	ア×1/2＝サ
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	マ＋ア	ケ＋サ
	1,512	756
守山市	1,190	595
野洲市	322	161

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロッ ク名	申請 番号	負担者とその負担割合								
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	第2号 (6ー 2)	378,000円	%	円	%	円	%	1,419,816円	%	
	守山市	297,442円	%	円	%	円	%	1,117,119円	%	
	野洲市	80,558円	%	円	%	円	%	302,697円	%	
	合計	378,000円	%	円	%	円	%	1,419,816円	%	

様式 1－5（日本工業規格 A 列 4 番）

事 業 者 名			
運 行 計 画 担 当 部 門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	印
補 助 金 担 当 部 門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表

実態調査日 令和 年 月 日 実施

運行系統							年間輸送実績					経常収益			平均乗車密度算定				市町村による回数券購入等の有無	備考
申請 番号	運 行 系統名	起 点	主 な 経由地	終 点	キ ロ 程 (km)	運 　 行 回 数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1 人平均 乗車キロ (km)	輸 　 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ (C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営 業 外 収 　 益 (E) (円)	計 (B) + (D) + (E) (円)	運賃改定前 適用 の平均賃率 × 日数	平均 賃率 (F) (円)	平均乗車 密 　 度 (B)	輸送量 (A) × (G)		
															運賃改定後 適用 の平均賃率 × 日数		(C) × (F) (G)			
9	服部線	守山駅	服部	イオン	10.9	6.9	96433	3.8	369,338.3	14319796	61,000.2	479,462	1,000,403	15,799,661	80.39/1.1 × 365 365	73.08	3.2	22.0	無	
合計					10.9	6.9	96,433		369,338.3	14,319,796		479,462	1,000,403	15,799,661					有・無	

〔記載要領〕

1. この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（様式1-8に基づく経過措置分の申請に係る添付については当該年度。以下同じ。）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
2. 申請番号は、生活交通ネットワーク計画認定申請書（経過措置分への添付にあっては補助金交付申請書）の申請番号と同一のものとすること。
3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
8. 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
9. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
10. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
11. 備考欄には、補助対象期間の前々年度中に運行回数の変更があった場合、スト及び積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
12. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
13. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

服部線 運行系統図

